平成２９年（フ）第３８号
茨城県土浦市西根南３丁目３番14号　うららかタウンＡ202号室
債務者　稲村　　翔
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
茨城県つくば市大形1023番地１
債務者　大関　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1431番地２　ファミリア児玉Ｂ棟
債務者　梅澤　光好
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０４号
埼玉県羽生市大字上岩瀬2608番地６
債務者　長谷川麻衣
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４３号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目17番８号
債務者　菅　　利彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７号
千葉市緑区高田町1082番地　コスモス201
債務者　松下登喜男
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９９号
千葉市花見川区犢橋町172番地16
債務者　大木　康史
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０３号
千葉県市原市東五所17番地15　アネックス関本203
債務者　松延　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２６号
千葉市若葉区桜木６丁目17番22号　やすらぎの会
債務者　長谷川丈夫
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
富山市黒崎337番地１ハートフルビレッジＢ棟202号
債務者　髙橋　恭司
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８９号
岐阜県各務原市前渡東町５丁目66番地１
債務者　中尾　茂行
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号
静岡県富士宮市万野原新田4008番地の22
債務者　小椋　彩加
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４２号
滋賀県東近江市中小路町658番地２　メゾン・ド・ララバイ201号室、前住所滋賀県東近江市東沖野５丁目36番７号　アイビハイツＣ棟205号室
債務者　松尾　一美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５０号
滋賀県蒲生郡日野町中道１丁目32番地ポレール305号
債務者　常田　克広
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１８４号
兵庫県三田市西山２丁目22―10医療法人山西会宝塚三田病院、住民票上の住所兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地北池尻団地２―229号
債務者　森　　義幸
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２号
兵庫県三木市本町３丁目16番５号
債務者　山本　　登
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０号
神戸市北区日の峰１丁目２番地の１　Ｖ―304号
債務者　岸　　孝典
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０号
広島市佐伯区湯来町大字下2486番地
債務者　吉田　英紀
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部